

防衛白書の変遷

——2013～2020年

植 村 秀 樹

(承前)

39. 2013年版

自民党が3年間の野党時代に終止符を打ち、首相には安倍晋三、防衛大臣には小野寺五典が就任した。政権を奪還後初となる防衛白書は2013年7月22日の発行で、96点の資料等を含め全434ページである。小野寺の「刊行に寄せて」に見るべきものはない。ただ、北朝鮮の脅威を強調しているあたりに自民党の進む方向をしめしている。構成は以下の通り（詳細は省略）。

第I部 わが国を取り巻く安全保障環境

概観

第1章 諸外国の防衛政策など

第2章 国際社会の課題

第II部 わが国の防衛政策と日米安保体制

第1章 わが国の安全保障と防衛の基本的考え方

第2章 防衛大綱と防衛力整備

第3章 日米安全保障体制の強化

第Ⅲ部 わが国の防衛に関する施策

第1章 国民の生命・財産と領土・領空・領海を守る態勢

第2章 国際的な安全保障体制環境の一層の安定化への取組

第3章 防衛生産・技術基盤の維持・強化と防衛装備品の効果的・効率的な取得

第4章 国民と防衛省・自衛隊

目次は、前年度を踏襲ほぼしているが、これを眺めただけでも自民党（安倍政権）の姿勢と目指す方向が見えてくる。まず、それまでの3年間の民主党時代に導入された「動的防衛力」を早速、排除している。第Ⅱ部は上記のように「わが国の防衛政策の基本と日米安保体制」であるが、前年度の白書ではここが「わが国の防衛政策の基本と動的防衛力」であった。つまり、自民党は民主党政権が導入した「動的防衛力」を排除し、それに替えて「日米安保体制」を前面に押し出した。そして、同第3章に「動的防衛力の構築に向けて」が「日米安全保障体制の強化」になっている。自民党というより安倍政権の姿勢がここに示されている。

2012年度版の第Ⅲ部第2章と2013年度版の第Ⅱ部第3章を比較すると、同じ「日米安全保障体制の強化」でありながら、2013年度版では、前年度版第2節4「動的防衛協力」がすっぱり抜け落ちている。2012年度版には次のような記述があった（p. 241）。

今後の日米防衛協力にあたっては、こうした動的防衛力の考え方を適用し、①様々な事態に対して、事態発生後に受動的に対応するのではなく能動的に対応し、また、平素から緊急事態に至るまで迅速かつシームレスに協力すること、②平素から日米の部隊の活動レベルを向上させ、日米の意思や能力を明示し、抑止力、プレゼンスを強化すること、③日

米韓、日米豪などの三か国間の防衛協力や、多国間の枠組みの中での日米協力を含む重層的な防衛協力を推進すること、などを内容とする「動的防衛協力」を実現し、実効的な抑止と対処を確保するとともに、地域の安全保障環境の安定化を図ることが重要である。

12（同24）年〔2012年〕4月27日の「2+2」共同発表において、「動的防衛協力」が抑止力を強化することに留意し、地域における「動的防衛協力」を促進する新たな取組を探求する考えを明らかにしている。同年5月1日の日米首脳会談において、この「2+2」共同発表が同盟深化に向けた重要な前進として高く評価され、特に「動的防衛協力」は二国間の運用面での協力を強化する同盟の新たなイニシアティブへの道を開くものであるとされ、今後、日米間で着実に実施していくことが首脳間においても合意されている。

こうした日米合意も政権交代で吹き飛んだというわけである。

因みに2012年度は、「日米安全保障体制の強化」は第Ⅲ部第2章であった。日米安保を部の標題に「格上げ」したといえる。他にも、たとえば、第Ⅰ部第2章の「サイバー空間をめぐる動向」と「大量破壊兵器の移転・拡散」の順序を入れ替えている。民主党はサイバーを重視したが、自民党は大量破壊兵器、つまり北朝鮮の脅威を前面に押し出すことがその後の防衛政策を駆動するものになると考えたのである。先にも触れたように、小野寺の「刊行に寄せて」でも開口一番、北朝鮮のミサイル発射、核実験を挙げている。また、この白書で見落としてはならないのが、第Ⅱ部第1章第4節に「国家安全保障会議の創設」が入っていることである。第2次安倍政権の安全保障政策は、この国家安全保障会議と日米安保体制の強化を軸に進んでいく。そこで、こういったあたりを中心に見て行く。

まず、第Ⅱ部「わが国の防衛政策の基本と日米安保体制」の第3章「日

米安全保障体制の強化」の第1節「日米安全保障体制」と第2節「日米同盟の深化・拡大」は、2012年版から第2節の4「動的防衛協力」を削除した以外は、ほとんどそのままと言っている。問題はその次の第3節「MV-22オスプレイの沖縄配備」である。

オスプレイとは、中型輸送機として開発された航空機V-22の愛称で、垂直離着陸機と呼ばれている。「回転翼機の垂直離着陸やホバリングの機能と、固定翼機の数および航続距離を持ち合わせた航空機」とされている。プロペラが離着陸時と巡航時では向きを変えることができる。回転翼機（ヘリコプター）のローターとしては短く、固定翼機のプロペラとしては長い。固定翼機と回転翼機の特長を併せ持つという触れ込みなのだが、要するに「帯に短し襷に長し」というものである。白書にも「開発途上の困難を克服して」とあるように、開発の時間と費用が計画を大幅に超え、さらに事故も多発したことから「未亡人製造機（widow maker）」と揶揄された。さらには、試験飛行データに関する不正も発覚するなど、開発は多難を極め、一時は国防長官から開発中止の指示が出たほどである。しかし、政治力を駆使して開発継続に尽力したのは海兵隊であった。すでに陸軍は開発計画から降り、海軍と空軍も調達機数を大幅に減らした。そうしたいわく付きのオスプレイは、安全性に疑問符がついたまま量産化と配備が開始された。

海兵隊では、老朽化した中型輸送ヘリコプターのCH-46を退役させ、このオスプレイに順次替えていく計画を進めていた。日本では、2012年から沖縄の普天間飛行場に2個飛行隊（12機×2）が配備された。オスプレイについて、白書は次のように述べている。

米国のアジア太平洋地域重視の戦略の中で、在日米軍、なかでも沖縄の海兵隊の存在は大きな意義を有しており、MV-22は、その海兵隊の能力の中核を担う装備である。MV-22はCH-46に比べて、速度は2倍、搭

載能力は3倍、行動半径は4倍という優れた性能を有しており、同機の沖繩配備により、在日米軍全体の抑止力が強化され、この地域の平和と安定に大きく寄与する。(p. 149)

続けて「MV-22オスプレイの安全性」という節を設けているところからも、日本政府がいかにオスプレイの安全性に不安を覚えていたかがわかる。退役した輸送ヘリコプターと比較して「速度は2倍、搭載能力は3倍、行動半径は4倍」というカタログ・データを載せる一方、各地で起きている事故にも言及している。沖繩配備の直近に起きたモロッコとフロリダでの墜落事故について「人的要因によるところが大きく、機体自体の安全性に問題がないことが確認された」と、国民の間に広がっていた不安の鎮静化を図っている。沖繩ではオスプレイの配備に際して強い反対運動が巻き起こった。

ところで、第二次安倍政権において、日米安保体制の強化を日本側で牽引すべく新設されたのが国家安全保障会議である。第一次政権時には法案が国会に提出された者の審議未了廃案となったが、2013年6月に「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」（国家安全保障会議設置法案）が閣議決定された。

ところで、「平成25年度防衛力整備の主要事項」に新型護衛艦が入っているが、その「イメージ図」として掲載されているのは、通常型の護衛艦である (p. 115)。当時はすでにいわゆる全通型の甲板を持つ事実上の空母の導入が目玉となっていたが、空母は批判が多いからであろう、この期に及んでも通常型の護衛艦が「イメージ図」として載せてある。

この他に注目すべき点としては、オーストラリアとの防衛協力の進展である。さらに、インドとの防衛協力も進められた。日米安保体制の強化にとどまらず、これらの国々との防衛協力を進めるのは、言うまでもなく、中国包囲網の形成を目指してのことである。北朝鮮の脅威を煽ることで防

衛力の増強と防衛費の増額を図り、合わせて中国包囲網を形成するのが安倍政権の安全保障政策の基本となっていく。その萌芽が政権奪還から半年後に出たこの白書に顔を出している。

目次を眺めただけでは見えてこないが、実は、この白書でも自民党というより安倍政権らしさがにじみ出ている箇所がある。第Ⅱ部第1章第4節「国家安全保障会議の創設」については先に触れたが、その前の3節は次のように前年度と同じ構成になっている。

- 第1節 わが国の安全保障を確保する方策
- 第2節 憲法と自衛権
 - 1 憲法と自衛権
 - 2 憲法第9条の趣旨についての政府見解
 - 1) 保持できる自衛力
 - 2) 自衛権発動の要件
 - 3) 自衛権を行使できる地理的範囲
 - 4) 集団的自衛権
 - 5) 交戦権
- 第3節 防衛政策の基本
 - 1 国防の基本方針
 - 2 その他の基本政策
 - ① 専守防衛
 - ② 軍事大国とならないこと
 - ③ 非核三原則
 - ④ 文民統制の確保

このうちの最初の第1節「わが国の安全保障を確保する方策」だけが修正されている。2012年度版は「平和と安全は、国民が安心して生活し、国

が発展と繁栄を続けていく上で不可欠である」という文から始まっている。しかし、今年度版にはこの文はない。次のように始まる。

国家の独立は、国が政治、経済、社会のあり方を自ら決定し、その文化、伝統や価値観を保つため、守らねばならないものである。(p. 100)

「国民の生活」を後回しにして「国家の独立」を真っ先に持ってきたわけである。この節は前年度版を踏襲しながらも微妙に安倍色をにじませている。この政権の進む方向がここに示されている。これ以降は第3節までほとんど前年度版そのままである。とりあえずこの節だけで政権の方向性を示したということか。

40. 2014年版

「刊行40回を迎えて」という特集を巻頭に戴く記念すべき白書である。とはいえ、小野寺防衛相の「刊行に寄せて」に続いて最初の防衛白書を防衛庁長官として刊行した中曽根元首相による「防衛白書刊行40回に寄せて」と題する見開き2ページの文章に続いて「刊行40回を迎えて ～防衛白書刊行の歴史～」という4ページの「特集」があるが、これとって見るべきものはない。本文は371ページ、76点の資料を含め、全体では505ページとなっている。構成は次の通り（細目は省略）。

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

概観

第1章 諸外国の防衛政策など

第2章 国際社会の課題

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策

第1章 わが国の安全保障と防衛の基本的考え方

- 第1節 わが国の安全保障を確保する方策
- 第2節 憲法と防衛政策の基本
- 第3節 新たな安全保障法制の整備のための基本方針
- 第2章 わが国の安全保障と防衛を担う組織
- 第3章 国家安全保障戦略
- 第4章 新たな防衛計画の大綱
- 第5章 統合機動防衛力の構築に向けて
- 第Ⅲ部 わが国の防衛のための取組
 - 第1章 国民の生命・財産と領土・領空・領海を守り抜くための取組
 - 第2章 日米同盟の強化
 - 第3章 安全保障協力の積極的な推進
- 第Ⅳ部 防衛力の能力発揮のための基盤
 - 第1章 防衛装備品移転三原則などの防衛装備品に関する諸施策
 - 第1節 防衛生産・技術基盤と防衛装備品の取得をめぐる取組
 - 第2節 調達効率化および調達の公正性・透明性向上のための取組
 - 第3節 防衛装備移転三原則
 - 第4節 研究開発
 - 第5節 防衛生産・技術基盤の維持・強化に向けた取組
 - 第2章 国民と防衛省・自衛隊

まずは巻頭の挨拶文であるが、小野寺の「刊行に寄せて」は例によって官僚の作文に過ぎない。続く中曽根のものはこれとは違って、なかなか味わい深いものである。その一部を引用しよう。

私が長官に就任する以前から、防衛庁は白書の刊行を検討していましたが、日の目を見るに至っていませんでした。当時は、国民意識の中の

厭戦感や嘗ての軍隊のイメージもあって、自衛隊に対する風当たりがまだまだ強い時代でした。白書の発行によって野党の追求を受け、不必要な疑心を国民の中に招きかねないとして、庁内では白書の刊行に対する慎重な声が根強く、歴代の防衛庁長官にとって白書はある意味タブーのような存在でした。

私が白書の刊行を推進したのは、国の防衛には、何よりも国民の理解と積極的な指示、協力が不可欠であるという信念があったからです。そのために当時の私は、「国民の広場」に防衛庁・自衛隊を持ち出すことで、広く国民の皆さんに、茶の間で防衛問題を議論していただきたいと思っていました。そこで、事務当局を叱咤激励し、私もペンを執って原稿を修正し、1970（昭和45）年10月20日、ついに初めての『防衛白書』が閣議で配布されるに至りました。

（略）自衛隊が国の安全保障の最前線に立ち、防衛や災害救助に邁進するその姿を見て、今や国民からの信頼も厚い組織になっています。自衛隊を理解していただくために『防衛白書』を創刊した者によって、この上ない喜びと申せましょう。

刊行当時の社会の空気と刊行に至る苦労が偲ばれる文章である。ただし、すでに述べたとおり、中曽根白書は、中曽根の国家主義志向や民族主義的認識が前面に出たもので、白書としては甚だ貧弱な内容であった。実質的な白書は、5年後の坂田長官による白書から始まったというべきである。

さて、防衛政策に関するこの年の最大の注目点は、「国家安全保障戦略」が制定されたことである。これに白書は7ページを割いている（p. 132-138）。この国家安全保障戦略は「これまでのわが国の防衛政策の基礎として置かれていた『国防の基本方針』に代わるもの」とされている。その一方で、「国家安全保障に関する基本方針として、わが国として初めて策定したもの」とされているが、では、「国防の基本方針」はいつ

たい何だったというのだろうか。それはさておき、この「戦略」に基づいて「防衛計画の大綱」が策定され、「中期防衛力整備計画」、そして、年度予算と降りていくことになる。この「戦略」によって何が一番変わったかという、「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を「わが国が掲げる理念」としたことである。この「理念」について白書は次のように述べている。

わが国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩み、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。

わが国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国の安全およびアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。(p. 133)

これまでは「平和国家」であった。それを「引き続き堅持」と言いながらも、これからは「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を掲げて「積極的に寄与していく」という。では、これまでの「平和国家」と「国際協調主義に基づく積極的平和主義」とは同じなのだろうか。同じなら、新たな名称は不要であろう。「堅持」しつつ変えていくということか。どのように変えていくのか。その答えは「国家安全保障戦略」にほぼ読み取れるが、本稿の課題ではないので触れないでおく。憲法解釈の変更に基づいて「安全保障法制の整備」が行われる。

ここで登場した「国際協調主義に基づく積極的平和主義」という看板の書き換えが集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を伴うものであったことは見過ごすことはできない。これについて白書では次のように述べている。

現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。(p. 120)

慣例を破って、首相官邸にとって都合のいい人物（外務官僚）を内閣法制局長官に据えて行った憲法解釈の変更である。なるほど、第一次政権で掲げた「戦後レジームからの脱却」をこういう形で実行に移したわけである。裏口入学ならぬ裏口改憲と呼ぶべきであろう。

もうひとつの注目点は、同じ第Ⅱ部の第5章「統合機動防衛力の構築に向けて」である。2013年12月に閣議決定された新たな「防衛計画の大綱」は、前大綱からわずか3年という異例なものであり、防衛政策から民主党色を一掃し、防衛力増強の号令をかけるものである。北朝鮮と中国の脅威を前面に押し出し、さらにはロシア軍の近代化にも注意を払いつつ、「統合機動防衛力」を打ち出した。民主党政権時代に掲げられた「動的防衛力」に替わるものである。冷戦後の陸上自衛隊の人員削減に歯止めをかけて増員に転じるとともに、南西諸島方面への展開を図るものである。それとともに、武器輸出三原則のさらなる緩和あるいは見直しも進められる。この「統合機動防衛力」と「動的防衛力」との違いについては、次のように解説している（一部抜粋）。

「動的防衛力」においては、ISR（情報収集・警戒監視・偵察）活動などの常時継続的かつ戦略的な実施などによる抑止の考え方が提示され

た。「動的防衛力」は防衛力の「質」と「量」を整備するための防衛力整備の論理を内包していない概念であったため、防衛力の「活動量」の増大のみに焦点が当たっていた。そのため、これまでよりもさらに実効性を求められる自衛隊の活動を下支えする防衛力の「質」と「量」の確保が必ずしも十分とはいえない状況と言わざるを得なかった。「統合機動防衛力」は、活動量だけでなく防衛力の「質」と「量」の十分な確保が必要であるとの観点から、海上優勢および航空優勢の確実な維持に加え、機動展開能力の整備などを重視し、必要な防衛力の「質」と「量」を確保するとともに、多様な活動を実効的に行うための幅広い後方支援基盤を強化することとしたものである。(p. 145)

要するに、ISR活動の活発化を中心に自衛隊の活動を増やすだけの「動的防衛力」では生ぬるい、兵器や部隊の増強によって自衛隊の質と量の両面から防衛体制を強化する、ということである。当然、防衛費の増額の大幅な増額を伴うことになる。

さて、この「統合機動防衛力」の構築に向けて具体的な計画は、2013年12月に閣議決定された新「防衛計画の大綱」に伴う新「中期防衛力整備計画」に具体的に示されている。その中でも最も注目されるのが陸上自衛隊の再編・強化である。陸自の部隊の全国的な運用を担う陸上総隊が新設され、これに伴い、中央即応集団が廃止される。その一方で、「水陸機動団」が西部方面普通科連隊を軸に新設される。これは「日本版海兵隊」とも呼ばれることになる。2021年1月には、その三つ目の連隊が沖縄の名護市辺野古に米海兵隊のキャンプ・シュワブに隣接して新築される基地に配備されるとの報道があった(『沖縄タイムス』2021年1月25日付他)。

米海兵隊普天間飛行場の返還の条件とされている代替施設、要するに新基地の建設について、決定的に重要な辺野古の埋め立て承認がなされた。第Ⅲ部第2章第3節「在日米軍の駐留」には、沖縄県の仲井眞知事による

その承認について次のように記されている (p. 255)。

普天間飛行場代替施設建設事業については、13 (同25) [2013] 年3月22日、公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出し、同年12月27日、同願書が沖縄県知事によって承認されるなど、普天間飛行場の移設・返還に向けて事業を着実に進めているところである。(略) 政府としては、沖縄県知事による公有水面埋立の承認を重く受け止め、速やかに事業に着手するとともに、一日も早い普天間飛行場の返還を実現できるよう引き続き全力で努力していく。

この埋め立て承認がなされた当時、私は沖縄国際大学研究員として基地問題の研究のために沖縄に滞在していたが、県庁のロビーは埋め立てに反対する市民で埋め尽くされていた。私には、率直に言って、知事の承認によって「勝負あった」と感じたものだった。仲井眞氏は、辺野古埋め立てによる新基地建設について、自身が立候補した知事選挙当時から一貫して、「できない」とか「県外移設のほうが早い」と言うばかりで、自身の見解として「反対」を唱えたことは一度もない。そういう人物を一度ならず二度までも知事に選んだのはほかならぬ沖縄県民である。

さらに注目したいのは、「緊急時に航空機を受け入れる基地機能」が記されていることである。「空自新田原基地 (宮崎県) と空自築城基地 (福岡県) の米軍による使用が強化される」(同)。また、「米軍による民間施設の使用の改善について、日米間の計画検討作業において検討される」としている (同)。嘉手納には哨戒機P-3に替えてP-8が配備され、米空軍三沢飛行場にはグローバル・ホークが展開し始めている。はたして、本当に「沖縄の負担軽減」が進むのであろうか。一方で「沖縄の負担軽減」を旗印とする政策を進めつつ、本土では米軍の利用を強化している。この両方を合わせて考えるならば、いわゆる「本土の沖縄化」の推進ということに

なる。2011年6月の「2+2」会合において、次のようなことが合意されている。

新たな自衛隊施設のため、馬毛島（まげしま）が検討対象となる旨地元で説明することとされた。同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練などのために使用され、あわせて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになるとしている。(p. 262)

ところで、海自には2010年に発注された基準排水量19,500トン（満載排水量26,000トン）の護衛艦「いずも」がある。2013年8月に進水を終えているのだが、「新型護衛艦（イメージ）」として刑されているのは相変わらず通常型の図である（p. 164）。空母と認めたくない、空母を保有していると見られたくないのであろう。「今や国民からの信頼も厚い組織になっています」という巻頭の中曾根の言葉が空しく響く。

第四部第1章「防衛装備品移転三原則などの防衛装備品に関する諸施策」にも安倍政権色が出ている。防衛生産に力を入れ、さらに輸出に力を入れようとした。この中で、F4戦闘機の後継として導入を決定したF-35に「国内産業が製造に参画する」ことが決定されており、「日本企業がこれらの製造などに参画し、最先端の戦闘機技術やノウハウに接することは、高い可動率の維持や安全性の確保など、空自のF-35A戦闘機を安全かつ効率的に運用するうえで重要である」としている（p. 341）。

41. 2015年版

安倍政権となって3冊目の白書で防衛相は中谷元である。奥付で8月14日付の発行となっている今年度版の「刊行に寄せて」では脅威が中国、北朝鮮の順になっている。「あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とす

る」ためという安全保障法案が審議中であり、ここでは次のように「国際協調主義に基づく積極的平和主義」という新しい看板を強調している。

幅広い分野における日米の防衛防協力を一層強化するため、18年振りに日米防衛協力のための指針の見直しを行いました。さらに、統合運用機能の強化や防衛装備庁の新設などの防衛省改革に取り組んでいます。加えて、国際協調主義に基づく積極的平和主義の理念の下、国連平和維持活動や海賊対処活動、さらにアジア太平洋地域を中心とした国々との防衛協力を推進しています。

判型がA4判に変更され、本文312ページに加えて資料が78点を含む。前年度版に比べて、コラムが大幅に減った。構成は以下の通り（詳細は省略）。

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

概観

第1章 諸外国の防衛政策など

第2章 国際社会の課題

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟

第1章 わが国の安全保障と防衛の基本的考え方

第1節 わが国の安全保障を確保する方策

第2節 憲法と防衛政策の基本

第3節 平和安全法制などの整備

第2章 国家安全保障戦略と防衛計画の大綱など

第3章 日米同盟の強化

第4章 防衛省改革

第Ⅲ部 国民の生命・財産と領土・領空・領海を守り抜くための取組

- 第1章 統合機動防衛力の構築に向けて
- 第2章 防衛装備品に関する諸施策
- 第3章 安全保障協力の積極的な推進
- 第4章 地域社会・国民とのかかわり

目次を見てわかるように、「日米同盟」が第Ⅱ部の表題に上がり、「日米同盟」が第Ⅱ部の表題「わが国の安全保障・防衛政策」に追加された。前年度版では、第Ⅲ部第2章に「日米同盟の強化」にあったが、今年度版では「日米同盟」はついに部の表題に登場するまでになった。明らかに格上げである。この数年来、特に「日米同盟」は「強化」されてきたが、ついには日本の防衛政策の根幹（補完でなく）にまで格上げされたとの宣言である。続いて、「国民の生命・財産と領土・領空・領海を守り抜くための取組」も章から部へと格上げされた。ここでは、民主党政権時代の「動的防衛力」を葬り去る代わりに導入された「統合機動防衛力」が前面に押し出されている。言うまでもなく、進出を続ける中国への対応策である。

第1章第3節は「平和安全法制」の整備に当てられている。これは、2013年2月に、第1次安倍内閣時に設置されたままになっていた「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を再開し、2014年5月に提出された報告書に基づいて作成された法案である。前年度の白書では「安全保障法制の整備」であったが、国民の間から「戦争法案」との批判が寄せられたために「平和」の文字を入れた。要するに「失業保険」を「雇用保険」に名称変更したのと同様のものであり、早い話が印象操作である。

白書刊行時点ではまだ法案は成立していないが、これは、すぐ後ろに控える同部第3章「日米同盟の強化」とセットであることは述べるまでもない。その「日米同盟の強化」では、「日米防衛協力の指針」の見直しに経緯が簡明に記されている。第2次安倍政権の発足直後から見直しに取り掛かり、集团的自衛権行使容認を前提とする安全保障法制の整備の歩みと歩

調を揃えるように、この指針の見直しも進められてきた。2015年4月に日米安全保障協議委員会（SCC）は、新たな指針を了承した。これは1997年の指針に替わるものである。この新たなガイドラインは、「日米両国の役割および任務についての一般的な大枠および政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力および対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである」（p. 175）。これにより、「同盟内の調整」が強化され、調整のためのメカニズムが平時から機能するようになる。

同第4章の防衛省改革も当然ながら、前章の「日米同盟の強化」を受けて、というより、むしろ、そのためのものである。防衛装備庁が新設され、防衛生産、武器輸出が推進されていくのみならず、米国からの武器の莫大な購入が進められていくことになる。また、統合幕僚幹部の改編は統合運用体制の強化のためである。こうした中で防衛参事官制度が廃止される。いわゆる背広組と制服組が法律上、台頭になるわけだが、要するに制服組の台頭が一層進むようになるということである。それを象徴するのが、2021年1月に発覚した在日米海兵隊の司令官と陸上幕僚長との間で交わされた密約である。すでに述べたように、沖縄県名護市辺野古の海岸を埋め立てて建設される新基地を陸自内に新設される水陸起動団と米海兵隊が共同使用するというものである。水陸起動団は3個連隊が新設されることになっているが、そのうちの1個をキャンプ・シュワブに隣接して建設される米海兵隊の新基地に常駐させるというものである。これは内閣も防衛省も飛び越えて、制服同士で密かに結ばれた合意であり、密約と呼ぶほかない（ただし、本稿執筆時点では、政府はこれを認めたわけではないと国会では答弁している）。こうしたことを制服組が勝手に進めるまでになった。

第Ⅱ部第2章第3節「中期防衛力整備計画の概要」の中に、「陸上自衛隊創隊以来の大改革」と題するコラムがある。以下のような内容である

(一部抜粋)。

25大綱に基づく統合機動防衛力の構築のため、陸上自衛隊は実に壮大な改革に取り組んでいる。その目指すところは、事態に切れ目なく機動的に対処し得る陸上防衛力の構築である。これは、平素からの「部隊配置」、侵攻阻止に必要な部隊の「機動展開」、島嶼部に侵攻された場合の「奪回」の3段階から成っている。「奪回」は、本格的な水陸両用作戦を実施し得る水陸機動団を新編することが計画されている。これらの部隊には機動戦闘車、水陸両用車、オスプレイ (V-22) などが導入される。

さらに、全国の陸自部隊を一元的に運用し、海・空自部隊との統合運用や米軍との日米共同の実効性を向上するため、現在の5个方面隊の運用を束ねる統一司令部として陸上総隊を新編する(陸上総隊司令部を平成29年度に朝霞駐屯地内に新編予定)。

この大改革は、組織改革や制度改革のみならず、隊員個人の覚悟に至る意識改革までもが包含される、壮大かつ広範に及ぶものであり、陸上自衛隊は一丸となってこの創隊以来の大改革に取り組んでいる。(p. 166)

憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認を背景とするこのような改革によって、自衛隊はどこに向かうのであろうか。その鍵を握るのは言うまでもなく「日米同盟の強化」である。

さて、第Ⅲ部第2章には「防衛装備品に関する諸施策」が移動してきているが、防衛費を増額することで装備品の生産態勢も強化(さらには輸出をもくろんでいる)するとともに、米国からの兵器の購入に力を入れることが安倍政権の方針である。

42. 2016年版

政府が「平和安全法制」と呼ぶ法案が成立し、施行された後の白書である。前年度版よりやや厚みが増し、本文が383ページ、74点の資料を含めて全体では484ページとなり、その後に巻末資料が19ページ付いている。大臣は引き続き中谷元で、「刊行に寄せて」はつまらない官僚の作文である。構成は以下の通り（詳細は省略）。

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

第1章 概観

第2章 諸外国の防衛政策など

第3章 国際社会の課題

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟

第1章 わが国の安全保障と防衛の基本的考え方

第1節 わが国の安全保障を確保する方策

第2節 憲法と防衛政策の基本

第3節 国家安全保障戦略の概要

第2章 統合機動防衛力の構築に向けて

第3章 平和安全法制などの整備

第1節 法整備の経緯

第2節 平和安全法制などの概要

第4章 日米同盟の強化

第Ⅲ部 国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くための取組

第1章 わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処

第2章 安全保障協力の積極的な推進

第3章 防衛装備・技術に関する諸施策

第4章 地域社会・国民とのかかわり

前年度版との違いとしてまず目に入るのは、2015年9月の法案成立と2016年3月の施行を受けて、第Ⅱ部第3章「平和安全法制などの整備」が新たに付け加わったことである。これと連動するように、「統合機動防衛力の構築に向けて」が前年度の第Ⅲ部第1章から第Ⅱ部第2章に移動している。いや、前々年度版のスタイルに戻ったと言うべきだろう。また、第Ⅲ部の表題こそ変わっていないが、章や節は白書には大きく組み替えられている。

「戦争法案」との批判が高かった安全保障法制——政府及び一部メディアは途中から白書のように「平和安全法制」と呼び変えた——の成立・施行を経て、ここに顔を見せた。この白書の第Ⅱ部第2章から第4章の表題の並び方を見れば、安倍政権の防衛政策の核心が見えてくる。つまり、「統合機動防衛力」「平和安全法制」「日米同盟の強化」の3点は緊密に結びついておりいわばセットである。ヒエラルキーとしては、この並びとは反対に、まず「日米同盟の強化」があり、そのために日本側が整備したのが他の二つ、「統合機動防衛力」の整備とその自衛隊を米軍に差し出すための装置としての「平和安全法制」という具合になる。アクロバティックともいべき憲法解釈の強引な変更により、このような体制を作り出したわけであるが、そうなると、憲法の文言を改正する必要がどこにあるというのか。ちなみに、前年度の第Ⅱ部第1章第3節「平和安全法制などの整備」が14ページであったのに対し、本年度版第Ⅱ部第3章「平和安全法制などの整備」は20ページへと大幅に充実している。その中で「平和安全法制と憲法の関係について」と題する「解説」のコラムにおいて、日本国憲法との関係の正当化を図り、「新三要件が過不足なく反映されている平和安全法制は、従来から政府が示してきた憲法解釈の基本的論理を維持したものであるとともに、憲法の解釈を最終的に確定する機能を有する唯一の機関である最高裁判所の出した砂川判決の範囲内であり、憲法に合致したもの」としている (p. 212)。また、同じく「解説」において、『駆け付け

警護』についても、「武器使用を行ったとしても、憲法で禁じられた『武力の行使』にはあたらず」、違反にならないとしている（p. 219）。

43. 2017年版

防衛庁が省に昇格して10年となったことが巻頭の「特集1」で取り上げられているこの年の白書では、大臣は小野寺五典が返り咲いている。「特集2」は「防衛この1年」と題して、「日米同盟の強化」と「南スーダン派遣施設部隊の活動」が取り上げられている。前者ではトランプ（Donald Trump）大統領と握手を交わす安倍首相、マティス（James Mattis）国防長官と握手を交わす稲田朋美防衛相の写真が載っている。そして「特集3」は「輝き活躍する女性隊員」である。自衛隊の発足当初は、女性自衛官は看護職のみであったが、1967年から一般職域でも採用を開始し、2017年の時点で、全体で13,707人、率にして6.11パーセントを占めているという。さて、この年の白書は本文が460ページ、資料81点等を含めて全体では562ページとなっている。構成は以下の通り（詳細は省略）。

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

第1章 概観

第2章 諸外国の防衛政策など

第3章 国際社会の課題

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟

第1章 わが国の安全保障と防衛の基本的考え方

第2章 統合機動防衛力の構築に向けて

第3章 平和安全法制などの整備と施行後の自衛隊の活動状況など

第1節 法整備の経緯

第2節 平和安全法制などの概要

第3節 平和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など

第4章 日米同盟の強化

第Ⅲ部 国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くための取組

第1章 わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処

第2章 安全保障協力の積極的な推進

第3章 防衛力を支える人的基盤と女性隊員の活躍など

第4章 防衛装備・技術に関する諸施策

第5章 地域社会・国民とのかかわり

ここでは、第Ⅱ部第3章の「平和安全法制などの整備と施行後の自衛隊の活動状況など」と初登場となる第Ⅲ部第3章の「防衛力を支える人的基盤と女性隊員の活躍など」に注目したい。前者は、第1節「法整備の経緯」と第2節「平和安全法制の概要」は図表も含めて、ほとんど前年度版のままであり、そこに新たに第3節「平和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など」が加わった。南スーダンPKOへの派遣準備、日米共同統合（実動）演習の「キーンソード17」への参加、多国間共同訓練「コブラ・ゴールド17」への参加などがあるが、やはり注目すべきは「米軍等の部隊の武器等防護（自衛隊法第95条の2）の運用開始」であろう。同条第1項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く」と規定しているから、米軍の武器防護が米軍による「武力の行使と一体化」しないことを担保できるというのだ。また、「同条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対処することはないものとし」、さらに「同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展しないようにする」とは、どこまでおめでたいのだろう。そんな理屈が戦争の現場で通用するなどと言いつ張るのは、厚顔無恥として言いようがない。

一方、「防衛力を支える人的基盤と女性隊員の活躍など」は、前年度版では4章で構成されていた第Ⅲ部に新たに第3章として挿入された。

少子化などの影響もあって、自衛官の確保はますます難しくなっている

ことから、これまでのような定年延長などの方策だけでは対応ができなくなっている。2011年の東日本大震災の際にもみられたように、自衛隊による災害派遣は国民から厚い信頼をもって迎えられた。私自身も岩手県や宮城県の被災地を訪れ、自衛隊の活動とそれに対する地元の人々の評価がかなり高いものであったことを、自分の眼と耳で確認している。また、同時に米軍による「トモダチ作戦」には米軍の宣伝という要素が色濃く見え隠れしていたこともわかっている。

さて、「女性隊員の活躍」を白書はどう描いているであろうか。

防衛省は女性の採用・登用を拡大するために「防衛省における女性職員の活躍推進とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定し、具体的な目標を立てて、それを進めてきた。2017年にはこれに加えて、「女性自衛官活躍推進イニシアティブ—時代と環境に適応した魅力ある自衛隊を目指して—」を策定している。この中で「従来の均質性を重視した人的組成から多様な人材を柔軟に包摂できる組織へと進化する」ことを目指している。何といても「十分に活用できていない最大の人材源は、募集対象人口の半分を占める女性」だからである。これはもっともな話だが、「女性自衛官の活躍」には「わが国の価値観の反映」という「重要な意義がある」との記述には笑ってしまう。これを笑わずに読める人がいるだろうか。ここには深入りしないとして、「全自衛隊において配置制限を実質的に撤廃すること」とされている。全自衛官に占める女性の割合は約6.1%であり、これを2030年までに9%以上とすることが目標とされている（425-427ページ）。

因みに、現在全国各地に掲示されている隊員募集のポスターでは、登場する隊員の半数は女性である。いかにも多数の女性が「活躍」している職場というイメージがふりまかれている。これは安倍前首相が国会で乱発した「印象操作」に当たる。

アメリカ軍やオーストラリア軍でも新入隊員のリクルートに苦勞してお

り、採用基準の引き下げが行われているという。同じく新入隊員の確保に四苦八苦している自衛隊が、同じ理由で女性の採用枠を広げている、などということでないことを祈るばかりである。

44. 2018年版

この年の3月、水陸起動団が陸上自衛隊に新設された。大臣は引き続き小野寺、「刊行に寄せて」では、防衛省・自衛隊は、まずは「わが国の独立」を守り、「そして」、「国民の命と財産」を守るものだとしている。分量としては、70点の資料等を合わせて全体で560ページ強となっている。構成は次の通り（細目は省略）。

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

第1章 概観

第2章 諸外国の防衛政策など

第3章 国際社会の課題

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟

第1章 わが国の安全保障と防衛の基本的考え方

第2章 防衛計画の大綱など

第3章 平和安全法制などの整備と施行後の自衛隊の活動状況など

第1節 和安全法制の整備に関する経緯

第2節 平和安全法制施行後の自衛隊の行動などに関する枠組み

第3節 和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など

第4章 日米同盟の強化

第Ⅲ部 国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くための取組

第1章 わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処

第2章 安全保障協力の積極的な推進

第3章 防衛力を支える人的基盤と女性隊員の活躍など

第4章 防衛装備・技術に関する諸施策

第5章 地域社会・国民とのかかわり

目次を見る限り、昨年度版とほとんど同じであり、目新しさは見当たらない。とはいうものの、陸上自衛隊に水陸起動団が西部方面普通科連隊に新設された（正確には「新編」された）ことは見逃せない変化である。これは「離島防衛の切り札」として、白書の巻頭の特集でも取り上げられている。発足は2017年度末であるが、その前に、2018年1月からの米海兵隊との実動訓練（アイアンフィスト18）で訓練を積んでいる。これに参加した高村泰幸3等陸佐によれば、「水陸機動団新編前における部隊の戦力化のため」のものであり、「国内では練成が困難な水陸両用作戦に係る行動、特に着上陸から地上戦闘における水陸両用車（AAV）部隊との連携及び中隊規模での戦闘射撃に係る練度向上を訓練目標に設定」したものであった（268ページ）。さらに5月には、「水陸機動団新編後に海自と連携した初の訓練であり、自衛隊施設外での実戦的な訓練でもある水陸機動団演習を、九州西方海域及び種子島などにおいて実施した」（322ページ）。

すでに前年度版において、「万が一島嶼を占拠された場合、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦を行うことを主な任務とする陸自が初めて保有する本格的な水陸両用作戦部隊」と、これがいわゆる「日本版海兵隊」と呼ばれるものであることを明記している。そして、こうした部隊を持つことにより、「島嶼防衛に関する能力」が向上するとともに、「抑止力」も向上するとしている（2017年度版，p. 346）。南西地域の防衛強化は、陸自ではすでに与那国沿岸監視隊の創設を2016年に済ませており、空自でも第9航空団と南西航空方面隊の新設などに取り組んでいた。しかし、白書では水陸機動団を「切り札」と位置付けている。

米軍との一体化が安倍政権において一段と進められているが、その中でも注目すべきは、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）

である。「イージス・アショアを導入すれば、わが国を24時間・365日、切れ目なく守るための能力を抜本的に向上できる」という謳い文句のもと、「現状のイージス艦では、整備・補給で港に入るため隙間の期間が生じることが避けられず、長期間の洋上勤務が繰り返されることとなり、乗組員の勤務環境は極めて厳しいものとなっております。イージス・アショアの導入により、隊員の負担も大きく軽減され」という効果が期待されている。そして、「配備候補地について、防衛省において検討を行った結果、秋田県の陸自新屋演習場及び山口県の陸自むつみ演習場を選定した」ことが記されている。そして、次のように述べていることもここに記しておきたい。

防衛省としては、今後とも、配備に際して、地元住民の皆様の生活に影響が生じないように、十分な調査や対策を講じるとともに、配備の必要性や安全性などについて、引き続き、誠心誠意、一つ一つ丁寧に説明し、地元の皆様から頂戴する様々な疑問や不安を解消すべく努めてまいります。(p. 326)。

最後にひと言触れておきたいのは、第Ⅱ部第1章第2節「憲法と防衛政策の基本」で、前年度版よりも、集団的自衛権行使の正当化に力が入っている (p. 212)。

45. 2019年版

発行が10月25日と例年より遅かった。「刊行に寄せて」は前大臣の岩屋毅の名で書かれているが、9月に防衛大臣に就任した河野太郎も挨拶文を寄せている。巻頭特集では「新たな防衛計画の大綱」が取り上げられている。目次を見ると、いくつか新しさが見られる。第Ⅰ部第2章の標題が「諸外国の防衛政策など」から「諸外国の軍事動向など」へと変更さ

れた。表題は「軍事動向」となったが、内容にそれほどの変化はない。また、同第3章に「宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域をめぐる動向」という文言が加わった。もちろん、サイバー空間をめぐる動向はすでに以前から白書では取り上げられてきた。そして、第Ⅱ部の表題から「日米同盟」の語が消えた。もちろん表題から消えただけで、安倍政権において「日米同盟」の比重は高まりこそすれ、軽くなるなどということは考えられない。単に第Ⅲ部に移っただけである。第Ⅲ部は「わが国防衛の三つの柱」として、「日米同盟」はここに移されるとともに、表題から「国民の生命・財産」が消えた。第Ⅳ部が新設され、「防衛力を構成する中心的な要素など」という表題が付けられた。要するに、「国民……」は消えた。65点の資料等を含め全体で580ページとなっている。構成は以下の通り（詳細は省略）。

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

第1章 概観

第2章 諸外国の軍事動向など

第3章 宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域をめぐる動向・国際社会の課題

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策

第1章 わが国の安全保障と防衛の基本的考え方

第2章 防衛省・自衛隊の組織

第3章 新たな防衛計画の大綱

第4章 新たな中期防衛力整備計画など

第5章 平和安全法制などの整備と施行後の自衛隊の活動状況など

第1節 平和安全法制の整備に関する経緯

第2節 平和安全法制施行後の自衛隊の行動などに関する枠組み

第3節 平和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など

第Ⅲ部 わが国防衛の三つの柱（防衛の目標を達成するための手段）

第1章 わが国自身の防衛体制

第2章 日米同盟

第3章 安全保障協力

第Ⅳ部 防衛力を構成する中心的な要素など

第1章 防衛力を支える人的基盤及び衛生機能

第2章 防衛装備・技術に関する諸施策

第3章 情報機能の強化

第4章 地域社会・国民とのかかわり

2019年版白書で注目すべきは、何といても「多次元統合防衛力」概念の登場である。政府は、前年12月に国家安全保障会議と閣議において、今後10年間の防衛政策の柱となるべき新しい「防衛計画の大綱」（防衛大綱）を決定した。併せて、2019～23年度の装備品調達等を示す中期防衛力整備計画（中期防）も決定した。高額な装備品の調達（その多くはアメリカからの輸入）に伴い、5年間の予算総額は、27兆4700億円と過去最高に達するものとなった。念頭にあるのは、中国の軍備拡張と太平洋地域への進出である。それに対抗するために、短距離離陸・垂直着陸（STOVL）機を導入し、海上自衛隊最大の護衛艦「いずも」を航空母艦として運用することを明記した。戦闘機の艦船への搭載すなわち空母の保有という新たな段階に踏み出すものである。

さて、防衛計画の大綱の改定は5年ぶり、安倍政権で2度目となる。宇宙やサイバーといった新たな領域での防衛力強化が「死活的に重要」として、従来の陸海空にこれらの新領域を加えた全ての領域での防衛力を向上させ、かつ、一体運用するという「多次元統合防衛力」の構築を打ち出した。

第Ⅱ部第3章第2節2「基本的な考え方—多次元統合防衛力の構築—」

によれば、この「多次元統合防衛力」とは次のようなものである。

それまでの「統合機動防衛力」は「統合運用による機動的・持続的な活動」を行うものであったが、安全保障環境が「格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している」ことから、さらにこのそれを「深化させた真に実効的な防衛力を構築する」ことを目指すものとされている（p. 213）。

具体的には、①陸・海・空という従来の領域のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦が実施でき、②平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とし、③日米同盟の抑止力・対処力の強化及び多角的・多層的な安全保障協力の推進が可能な性質を有する、真に実効的な防衛力として、「多次元統合防衛力」を構築することとしている。（同）

特に「宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域」に力を入れようということのようである。そして、そうした能力と一体となって、「航空機、艦艇、ミサイルなどによる攻撃に効果的に対処するための能力の強化や、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性の強化を重視」するとしている（同）。要するに、あらゆる分野でも軍事力の強化を図ると言っているわけであるが、それでも「わが国は、平和国家としてより力強く歩んでいく」、「平和国家としての歩みを決して変えることはない」と、まだ「平和国家」の看板だけは捨てていないとしている（p. 214, 217）。

このような方針の下でどのような防衛力を構築しようとしているのであろうか。それについては、ここでは一つだけ見ておこう。同節6「防衛力強化にあたっての優先事項」では、優先事項として「宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化」を真っ先に挙げ、続いて「海空領

域における能力」として「無人水中航走体 (UUV)」や短距離離陸・垂直着陸 (STOVL) 機などに力を注ぐとしている。さらに、「島嶼部を含むわが国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊などに対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ火力」、空からの脅威に対処するための「総合ミサイル防衛能力」、 「機動・展開能力」などがこれに続いている (p. 221-223)。

見逃すことのできないのが護衛艦「いずも」の空母化改修である。これは太平洋側の防空体制強化を目的とするもので、白書では、「護衛艦からの短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機 (STOVL機) の運用は、その実現によって戦闘機の運用の柔軟性を一層向上させ、特に、飛行場が1か所 (硫黄島) しか存在せず、自衛隊の展開基盤が乏しい太平洋上での防空任務の円滑な実施に大きく貢献する」と「解説」されている (222ページ)。

「大綱」に付随して発表された「中期防」にも、安倍首相がトランプ大統領の機嫌取りのために45機の導入を決めたステルス戦闘機 F35のうち18機をSTOVL機のB型とするとともに、その運用を可能とするために「いずも」型護衛艦の改修を行うことが盛り込まれた。自民党タカ派から求められていたいわゆる「敵基地攻撃能力の保有」は今回は明記が見送られた。ただし、長距離巡航ミサイルの整備が盛り込まれており、実質的にはその能力の獲得に向けて動き出すことになる。

2017年12月の国家安全保障及び閣議で2基の導入を決めたイージス・アショアであるが、次のような事態に陥った。

イージス・アショア2基の配備候補地として、秋田県の陸自新屋演習場及び山口県の陸自むつみ演習場を選定して以降、地元自治体・住民の皆様に対する説明会を繰り返し実施し、配備の必要性や各種調査などについて説明してきたところ、その説明資料の誤りや住民説明会における職員の緊張感を欠いた行為など、極めて不適切な対応があった。防衛省

としては今回の件を真摯に反省している。今後そのようなことのないよう、省内の体制を抜本的に強化するため、19（令和元）年6月に防衛副大臣を本部長とする「イージス・アショア整備推進本部」を設置した。

防衛省としては、イージス・アショアについては、住民の皆様の生活に影響がないよう配備・運用することが大前提であると考えており、今後とも、住民の皆様から頂戴する配備の必要性や安全性などに関する様々な疑問や不安について、一つ一つ具体的に分かりやすく説明することに、誠心誠意、努めてまいりたいと考えている。(p. 284-285)

何という失態であろう。何という杜撰な計画であろう。しかし、防衛省だけを責めるのは公平を欠くというものである。そもそもこの計画は、安倍首相がトランプ大統領の機嫌取りのために半ば強引に進めたものであり、それがこのような何ともお粗末な結果を招来したのである。

46. 2020年版

最初の中曽根防衛庁長官時代の白書から数えて半世紀、そして長期政権となった安倍政権最後の白書である。この二人は右翼的つまり民族主義者的改憲派という共通点を持ち、前者は「戦後政治の総決算」を掲げ、後者は第一次政権では「戦後レジームからの脱却」を政権の旗頭として掲げた。安倍の場合、思想的な基盤がどの程度か定かでないようにも思われるが、それはさておき、この年の白書は、河野大臣の「刊行に寄せて」では、中曽根白書が「国の防衛には、何よりも国民の理解と積極的な支持、協力が不可欠である」という思いから刊行されたことに触れている。目次を見る限り、第I部第2章の標題が「諸外国の軍事動向」から「諸外国の防衛政策など」に戻った他、第II部第2章と第3章の標題も以前のものに戻されている。また、第III部第1章「わが国自身の防衛体制」に第4節「新型コロナウイルス感染拡大を受けた防衛省・自衛隊の取組」があるのみなら

ず、第6節として「中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集」が加わった。第Ⅳ部第4章「防衛力を支える要素」も前年度版にはなかった章である。前年度版との比較における構成上の特徴は以上の通りである。63点の資料を含めて全体で597ページとやや分量が増えた。構成は以下の通り（詳細は省略）。

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

第1章 概観

第2章 諸外国の防衛政策など

第3章 宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域をめぐる動向・国際社会の課題

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策

第1章 わが国の安全保障と防衛の基本的考え方

第2章 わが国の安全保障と防衛を担う組織

第3章 わが国の安全保障と防衛に関する政策

第4章 防衛力整備など

第5章 自衛隊の行動などに関する枠組みと平和安全法制施行後の自衛隊の活動状況など

第Ⅲ部 わが国防衛の三つの柱（防衛の目標を達成するための手段）

第1章 わが国自身の防衛体制

第2章 日米同盟

第3章 安全保障協力

第Ⅳ部 防衛力を構成する中心的な要素など

第1章 防衛力を支える人的基盤

第2章 防衛装備・技術に関する諸施策

第3章 情報機能の強化

第4章 防衛力を支える要素

第5章 地域社会・国民とのかかわり

第Ⅱ部第1章第1節「わが国の安全保障を確保する方策」が、以下のよう
に始まることに注目しておきたい。

国家の独立は、国が政治、経済、社会のあり方を自ら決定し、その文
化、伝統や価値観を保つため、守らねばならないものである。(p. 199)

真っ先に登場するのは「国家の独立」である。しかも、「文化、伝統や
価値観を保つ」とある。この裏には、保守的というより復古的イデオロ
ギーが「国家の独立」と結びつけられていることが透けて見えてくる。上
記の文に続いて「また、平和と安全は、国民が安心して生活し、国が繁栄
を続けていくうえで不可欠のものである」(同)。ここにすべてが語られて
いる。もっとも、この記述はこの年に初めて登場したわけではなく、遡っ
てみると、2013年版から、つまり自民党が政権へ復帰した年、第二次安倍
政権発足から続いている。

さて、続く第2節「憲法と防衛政策の基本」では、もっぱら集団的自衛
権行使の正当化に当てられている。安倍政権の姿勢をあらためて確認して
おく。「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これ
によりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利
が根底から覆される明白な危険がある」場合には、自衛権の発動として
武力の行使が認められるという (p. 200)。この正当化に利用されている
のが、1972年10月14日に政府が参議院決算委員会に提出した「集団的自衛
権と憲法との関係」である。この正当化の論理には多くの批判が寄せられ
てきたところであるが、深入りはやめておこう。安倍政権の論理は、とに
かく「わが国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている
状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとして

も、その目的、規模、態様などによっては、わが国の存立を脅かす」という認識である (p. 201)。抽象的な話はさておき、実際には、アメリカの戦争に付き合うための理屈であることは、どうにも隠しようがない。さらなる苦心の理屈付けが、日本にとって憲法の認める「武力の行使」が、「国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある」というものである。詭弁の例として「白馬、馬にあらず」がよく挙げられるが、そうした類の官僚苦心の作文である。「自衛権を行使できる地理的範囲」は、(大きな声では言えないが、何しろアメリカの戦争に追従するという話なので)「具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので、一概には言えない」ことになるのは、理の当然である (同)。

II. 考察

1970年の最初の防衛白書から半世紀を経て、2020年には46冊目の白書が刊行された。当然ながら時代の移り変わりや防衛政策の変遷をここに見て取ることができる。半世紀に及ぶ防衛白書を概観した上で、防衛政策全般との関係でこの推移について若干の考察をしておきたい。

防衛庁長官となった中曽根康弘の強い意向で刊行された最初の白書が、いささか大時代的な記述で始まり、「民族の文化」を守る「勤め」までが登場するという時代錯誤の色彩を感じさせるものであったことから、これはやはり「中曽根白書」であり、本格的な防衛白書は、坂田道太長官による1976年まで待たねばならなかった。坂田の主眼はあくまで防衛について国民の理解を得ることであり、その並々ならぬ意欲は7ページにも及ぶ巻頭の「刊行によせて」によく表れている。坂田は「国民の意思を正しくくみとり、これを政策に反映させる新しい途」をここに模索したのであった。坂田の言葉をここに再掲し、あらためて白書の原点を確認しておこう。

いろいろの段階で国民の前に、考え方や案を示し、それに対して国民の各界各層から寄せられる種々の意見を踏まえながら、更に煮つめる。これをまた国民に提示する。このようにすれば国民の側の大方の意見や希望、不満や反対が、よりの確に掴めるであろう。

こういう姿勢で書かれた坂田白書は、「民族」や「愛国心」を強調した中曽根白書とは異なり、実務的な色彩の濃いものであった。因みに坂田以後も巻頭には「刊行によせて」が掲載されるのが常となるが、その多くは官僚による退屈な作文となり、読む価値はない。

本文、すなわち防衛政策の中身であるが、「独立を守ろうとする国民の強い意思、防衛力の充実整備及び日米安全保障体制の堅持の三つの柱」という考え方は、この後も長く引継がれていった。しかし、この国民、自衛隊、日米安保の比重はその後大きく変わっていく。1981年度版では「我々は何を守るべきか、日本人として最も大切なものは何か」と復古的な「愛国心」が登場した。その背景にはアフガニスタン侵攻に端を発する「新冷戦」があったにしても、それに対抗するに古典的愛国心を持ち出す感覚は、坂田白書の思想を裏切るものである。1982年版から一部にカラー印刷が取り入れられ、次第に読みやすさを重視するようになる。

ところで、自衛隊の運用において大きな課題として陸海空三隊間の統合運用がある。「統合運用」の文言が白書本文に登場したのは1980年度版が最初であるが、戦前の帝国陸海軍の失敗にもかかわらず、やはり自衛隊も三隊間の連携は取れておらず、統合運用は大きな課題である。1980年白書に登場した後も、実際の統合運用にはその後も長い時間がかかっている。

さて、白書の変遷において最も大きなテーマは、本来のテーマであるはずの自衛隊ではなく、自衛隊に対する国民の理解と復古的愛国心との関係でさえなく、何といても日米安全保障体制であろう。その表現も「米国との同盟関係」に始まり、「日米同盟関係」を経て「日米同盟」へと推移

していった。日米安保体制の位置づけが次第に高くなったのは1980年代に入ってからであるが、米ソ新冷戦、中曽根政権といった要素がそれを後押ししたわけである。しかし、それでも先の3本柱において三番目の位置にあった日米安保体制の位置づけに変化が見え始めたのは中曽根政権下の1985年版であった。目次から「国を守る気概」が消えたのは「国民」が白書から後退したことを意味し、かわって日米安保が「防衛の基調をなすもの」「必要不可欠の要素」として一躍主役に躍り出た。同時に、米軍基地が浮上する。つまり「在日米軍の駐留の円滑化」は「最大の懸念」となるわけである。日米安保は、自国の防衛力との同格化を経て、日本の「国策」の中心に位置づけられていく。その過程で登場したのが「米国の日本防衛義務を中核とする日米安全保障体制」という表現である。これがやがて「日米同盟」へと発展していく。この過程が進展したのが1990年代、つまり冷戦終結後である。ソ連の脅威が消滅した後に、アメリカが日本を繋ぎ止めておこうと画策するまでもなく、自らアメリカの檻の中に入ってしまった。「日米安全保障体制は、わが国の存立と繁栄にとって不可欠」と、一段と高い位置づけを与えられたのは1991年版である。そして、翌年度版からは「国際貢献と自衛隊」が新たに加わった。言うまでもなく、湾岸戦争が契機となっている。

1993年版から日米安保体制はさらに一段と加速化する。「今日、新たな国際秩序の形成に向けて、いろいろな議論があるが、今後とも、わが国はこの日米安全保障体制の維持を国政の基本としていくべきである」とは、防衛白書の文言とは思えない。外務省の要求で加筆したものだろうか。さらに、「日米のパートナーシップの永続のためには、両国政府のみならず、両国民が互いの意思疎通及び相互理解を図っていく」に至っては、内閣総理大臣の施政方針演説かと思紛うものである。ここには湾岸戦争以来、政府がしきりと強調するようになった「国際貢献」における「人的な貢献が必要不可欠」との認識が後ろに控えている。アメリカの戦争のために自衛

隊を派遣しよう、というその意図は、誰の目にも明らかである。これは長年、政府部内の一部において 密かに温められてきた課題であったが、それが一気に表面化したのである。

クリントン・橋本両首脳による「日米安保共同宣言」で日米安保体制の範囲を条約にある「極東」から「アジア太平洋」にまで拡大したのは1996年であるが、これを機に「安全保障対話・防衛交流」が促進された。また、共同宣言に対応すべく、「日米防衛協力のための指針」の見直しも行われた。防衛庁に情報本部が新設されたこともこうした動きと無関係ではあり得ない。因みに「米国との同盟関係」などといった奥歯に物の挟まったような言い方でなく、明確に「日米同盟」と言い切ったのは、1996年版が最初であるが、翌年版では再び「日米同盟関係」を用いている。まだ、いささかの躊躇があったのであろうか。日米「同盟関係」の強化の一環として1996年から懸案であった岩国基地の移転・拡張工事が始まっている。

1999年版では、防衛白書に初めてCD-ROMが付けられるとともに、長官名による「刊行によせて」が久々に5ページになった。ただし、これは坂田白書のように、長官自身のメッセージではなく、不祥事の釈明であった。また、北朝鮮のミサイルが初めて日本列島を越えて三陸沖の太平洋上に落下したこともこの年のトピックとして記憶されるべきであろう。これが日本初の偵察衛星という「金正日氏の贈り物」(米政府高官)につながった。さらには、弾道ミサイル防衛の検討とともに、敵基地攻撃論も浮上した。その後、しばしば政府高官の口から登場することになる「座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだとはいうふうには、どうしても考えられない」という1956年の鳩山一郎首相の国会での言葉が引用されている。敵基地攻撃に欠かせない空中給油機の導入への動きも北朝鮮のミサイルによって加速化された。しかし、もちろんこれも「専守防衛」という観点からの説明がなされている。この年の白書で復活した「日米同盟」は、この後、定着していく。

2000年度版から判型が変型A4判へと大きく変わった。それに伴い、写真や図版が増えて見やすいものとなる。また、交戦権についての説明がそれまでよりも詳しくなっているため、1991年版と2000年版を再掲して確認しておく。

憲法第9条第2項は、「国の交戦権は、これを認めない」と規定しているが、わが国は、自衛権の行使にあたっては、すでに述べたように、わが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然に認められており、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。

憲法第9条第2項では、「国の交戦権は、これを認めない」と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである。

他方、わが国は、自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然のことと認められており、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。

2001年に衆参両議院に憲法調査会が設置されたことに防衛白書が触れているのは、「軍隊又は自衛隊を保持することを憲法に明記することの是非」はやはり大きな関心事だからである。また、陸上自衛隊の再編が始まった。13個師団、2個混成団から9個師団、6個旅団への転換であり、定員を18万人から16万人へと縮小するというものである。ソ連の脅威を前提とした冷戦体制からの脱却の模索である。海上自衛隊では護衛艦という名称は変えないままでヘリコプター空母の導入へと進んでいく。

アメリカで発生した大規模テロ事件を契機に、日本の防衛政策も新たな段階に入ってしまった。2002年版の白書では「防衛の基本的考え方」の記述

などに特に変化は見られないにもかかわらず、日米安保共同宣言からわずか数年で日米は安保の事実上の再々定義に乗り出した。この時期から防衛政策の方向性が「存在する自衛隊から機能する自衛隊へ」を志向するものとなり、加えて、日米安保体制をめぐる政策はとりわけ大きな変化を見せる。ただし、正確に記すならば、それまでの推移の方向性はそのままに、加速の度合いを高めていった。

2004年版にコラムとして「敵基地攻撃」のほかに「新型ヘリコプター搭載護衛艦」が登場するが、1999年版のイラストでは前後に分かれていた甲板が、ここではいわゆる全通甲板に変更されている。いよいよ海上自衛隊の長年の念願であったヘリコプター空母の導入である。この数年前のある研究会で、防衛庁の担当課長が「設計を全通甲板に変更することはない。国民を騙すようなことはしない」と明言していたことが、このイラストを見るたびに思い出される。

一度だけ登場してその後、消えてしまったものもあった。各自衛隊のキャッチコピーである。陸自はFinal Goal Keeper of Defense、海自はFirst Line of Defense、空自はKey to Defense, Ready Anytimeといった具合である。評判が悪かったのであろうか。もっとも、1980年以来、統合運用を目標として掲げていたわけであるから、今さらこのように各隊の特徴を喧伝することに積極的な意義はなかった。

2004年10月の「安全保障と防衛力に関する懇談会」の報告書に基づいて、坂田以来の「基盤的防衛力構想」が葬られることとなる。長年の制服組の主張が、統合運用による「機能する」自衛隊というスローガンに乗って、ようやく日の目を見ることとなった。それとともに、統合幕僚会議に替えて統合幕僚監部を設置することになった。

2006年版では、日米同盟について、つぎのような注釈が付けられた。

日米同盟という場合、一般的には、日米安保体制を基盤として、日米

両国がその基本的価値および利益をともにする国として、安全保障面をはじめ、政治および経済の各分野で緊密に協調・協力していくような関係を表現するものであり、そのような意味として用いる。

そして、章の表題として「日米安全保障体制の強化」が登場した。完全にアクセルを踏み込んだわけである。前年2月には「共通戦略目標」を策定し、「日米同盟：未来のための変革と再編」が発表された。さらに続く日米首脳会談でも「世界の中の日米同盟」が確認された。米軍の再編（変革＝トランスフォーメーション）に合わせて日米同盟関係の再編（変革）も進めるという宣言である。同盟関係の変革とは日米の軍事の一体化であり、この時期のそれを象徴する出来事として、空自の航空総隊司令部が府中から在日米軍司令部のある米空軍横田基地に移転し、米空軍と同居するようになる。

自衛隊がようやく統合運用体制に移行した。ただし、移行したことになったのではあるが、実際に統合運用が可能になったかどうかは別であり、実際に統合運用がおこなわれるのは、ずっと先のことになる。

2007年には、長年の念願であった防衛庁の省への昇格が実現した。続いては、「国家安全保障会議」の設置が次なる目標となった。同会議の設置とともに集团的自衛権の行使へと踏み込むために「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が設置された。ただし、実現するのは少し先のこととなる。その前に実現した制服組の要求としては、2008年の防衛参事官制度の廃止がある。代わって防衛会議が新設された。これには制服組も加わることができる。

政権交代が起こったにもかかわらず、2010年度版の白書はさほどの変化は見られなかった。防衛政策の基本を述べた部分も自民党政権時代の記述そのままである。日米安保が第一であり、地域協力や国連はその次という順序は、ジャパン・ハンドラーにやり込められて以来の不動の優先順位で

ある。「日米安全保障体制の強化」という章の表題も同じである。民主党らしさを出すかと期待された日米同盟の「深化」という表現も、ただ自民党時代の延長としての「強化」と何ら変わらぬものであった。鳩山由紀夫首相が普天間基地の返還に関して、その移転先として「最低でも県外」を掲げたが、それについては全く無視しており、鳩山の名前さえ白書には登場しない。

わずかに民主党らしが出るかと思われたのは、新たな「防衛計画の大綱」で「動的防衛力」という概念を打ち出したことぐらいであるが、これも2012年に自民党政権に戻ると、あっさりと放棄されてしまう。民主党時代の防衛政策で注目されるのは、野田佳彦内閣が武器輸出三原則を緩和したことぐらいであろう。新たな「防衛装備品等の海外移転に関する基準」は、要するに武器輸出の例外化措置を緩め、武器輸出を促進するということである。民主党時代の3年間で、戦後長く続いてきた「平和国家」の変質が加速したことは確かであるが、それ以外には何も見いだせない。

自民党が政権に復帰した最初の防衛大臣は小野寺五典である。「刊行に寄せて」に見るべきものはないが、北朝鮮の脅威を強調しているあたりに政権の進む方向が表れている。民主党が打ち出した「動的防衛力」には日米間の合意があったはずだが、それはすっかり消え、「動的防衛力」に替えて「統合機動防衛力」の構築を打ち出した。「日米安全保障体制の強化」が再び目立つようになるとともに、防衛産業の育成（ひいては武器輸出へ）という方向性も白書に登場するようになった。

米海兵隊の新型輸送機MV-22オスプレイに紙幅を割いているのも米国への配慮であろう。第二次安倍政権は国家安全保障会議を新設し、米国との連携を深めるための体制整備に乗り出した。それが「国家安全保障戦略」である。米国との軍事面での連携強化をうたっている他には見るべきものはない。これがそれまでの「国防の基本方針」に取って代わった。この「戦略」で何が一番変わったかということ、「国際協調主義に基づく積極的平

和主義」を「わが国が掲げる理念」としている。その後は、論議を呼んだ憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を可能にする「安全保障法制」を成立させた。

その後の白書でも、やはり「日米同盟」が目立つ。目次でも「日米同盟」は章の上の「部」の表題にまで出世する。

そして、安倍政権らしさが最もよく出ているのは、「平和と安全は、国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で不可欠である」という文を削除して「国家の独立は、国が政治、経済、社会のあり方を自ら決定し、その文化、伝統や価値観を保つため、守らねばならないものである」としているところであろう。「国民の生活」を後回しにして「国家の独立」を真っ先に持ってくるこの記述は、2020年版まで続く。因みに、今や防衛省の隊員募集のポスターに登場する隊員の過半は女性であり、キャッチコピーは「国家を守る、公務員」である。

おわりに

中曽根白書が刊行された1970年には、三島由紀夫が陸上自衛隊市谷駐屯地を訪問し、いつものように歓待を受けた後、司令官を縛り上げ、バルコニーで演説したのち、割腹自殺をした。三島が求めたことは「自衛隊を天皇に返すこと」であったが、それは今も叶わない。しかし、その一方で「国家」が台頭してきたことは三島の望みと結びつくともいえる。そして、演説の最後に三島が発した警告「諸君はただのアメリカの軍隊になる」も、間違いなく実現——三島はこれを望んでいなかった——の道を歩んでいる。『防衛白書』の変遷は、日本の防衛政策がこの道を着実に歩んできていることを雄弁に物語っている。